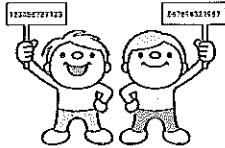


マイナンバー制度について

マイナンバーって何？

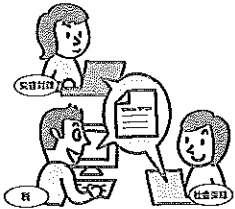
マイナンバー = 12ケタの個人番号



マイナンバーとは、個人番号のことであり、日本に住み、住民登録をしている国民や外国人の皆さま全員（赤ちゃんから大人まで）に、マイナンバー（個人番号）が振られることとなります。

何に使うの？

社会保障・税・災害対策の事務手続きに必要です



従業員の皆さまに賃金を支払う会社や事業所では、社会保険や税金の手続きの際に、皆さまや扶養されている家族の個人番号を記載する必要があります。

自分の番号はどうやって知るの？

2015年10月～11月に郵送で届きます



皆さまに今年10月から11月にかけて、簡易書留で「個人番号の通知」が送られてきます。同一世帯はまとめて送られてきます。

送付先は住所登録している住所、つまり住民票上の住所になります。従って、住民票の移動手続き等を忘れている方などは急いで手続きを取ってください。

また、今年10月以降の住民票には個人番号が記載される予定です。個人番号通知を受け取れない場合や届かない場合には、個人番号が記載された住民票を取ることにより知ることができます。

何かすることはあるの？

個人番号を会社に報告



早ければ来年1月から、会社や事業所の手続きで皆さまの個人番号を記載することが必要になります。そのため、10月から年末までには会社や事業所の指示に従い、個人番号を報告することが必要になります。

扶養家族の有無で報告が異なる

●扶養家族のない方●

会社が皆さまの個人番号を確認するためには、原則として皆さまの「個人番号通知書」や住民票などに加え、写真付きの身分証明書で本人確認を行う必要があります。

●扶養家族のいる方●

扶養家族がある方は、原則として自身の個人番号と共に扶養家族の個人番号を会社に報告することが必要です。場合によっては委任状などが必要になりますので、会社の指示に従い報告してください。

※証明書などを省略できる場合がありますので、今後の会社の指示などにご確認ください。

リスクはないの？

目的外の使用は法律で罰せられます



個人情報の漏えいなどが問題になっていますが、マイナンバーは番号法という法律で定められている大切な個人情報（特定個人情報といえます）です。

そのため、同居の家族といえども勝手に記載することは原則できません。知らないうちに法違反をしないように注意が必要です。

また、皆さまの番号をお預かりする会社では、漏えい防止のため、個人番号が記載された書類などは施錠できる棚やIDのついたパソコンなどで保管し、必要な手続きが済んだ場合等には、番号の部分塗り潰したり、シュレッダーにかけるなど厳密な管理が課せられてるので安心です。